

## 投資紛争解決制度の現代的意義と課題

河野 真理子<sup>\*1</sup>

### 要 約

外国人投資家と投資受入国の間の投資紛争を国際的な仲裁によって解決する制度は、投資家にとっての外国投資に伴うリスクの軽減と国家にとっての投資紛争の政治化の回避の目的を持つ。こうした投資仲裁を保証する ISDS 条項を置く投資条約や投資章を含む自由貿易協定又は経済連携協定の急増に伴い、投資仲裁の先例の数も飛躍的に増加している。投資仲裁の先例はこの分野での国際法規則に関して重要な意味を持つようになっているものの、国家主権の尊重の観点から、各国の司法制度や立法制度に与える影響が指摘されるようになっている。これを受けて、常設の投資裁判所の設立を目指す議論も展開されている。EU がカナダ、シンガポール、ヴェトナムと締結した協定には、常設の投資裁判所の設立につながるような投資紛争の解決制度が置かれている。本稿では、ISDS 条項に基づく投資仲裁及び常設の投資裁判所の設立を目指す議論の意義と問題点を検討する。

キーワード：投資協定, FTA/EPA, ISDS 条項, 投資紛争解決国際センター, 投資仲裁, 新国際経済秩序 (NIEO), エネルギー憲章条約 (ECT), カナダ・EU 経済連携協定 (CETA), 多国間投資法廷 (MIC)

JEL Classification : F20, F15, K33, K49

### I. はじめに

今日の国際社会では、投資協定に加えて投資章を置く自由貿易協定又は経済連携協定（以下、FTA/EPA）が多数、締結されている<sup>1)</sup>。

こうした条約では当事国間の紛争解決制度だけでなく、当事国の国民たる投資家と他の当事国との間の紛争解決に関する規定（Investor-

\* 1 早稲田大学法学学術院教授

1) UNCTAD では、二国間の投資協定 (Bilateral Investment Treaties, BITs) と投資関係の条項を含む条約 (Treaties with Investment Provisions, TIPs) についての資料を公開している。その資料によれば、これまで、2,827 件の BITs が署名又は締結されてきており、そのうち 2,217 件が現在効力を有している。また、439 件の TIPs が署名又は締結されてきており、そのうち 366 件が現在効力を有している (UNCTAD, Investment Policy Hub, <https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements> (last visited 15 September 2023))。なお、この分類では、地域的な経済統合組織を設立する条約も TIPs の一類型とされている。

State Dispute Settlement, 以下 ISDS 条項) が置かれることが多い。ISDS 条項は、外国人投資家自身に投資受入国に対する請求を自ら提起することを可能にすることで、外国人投資家と投資受入国の間の投資紛争を国家間の紛争から切り離すことを可能にするものであり、第二次世界大戦後の国際社会において、個人の国際投資を奨励する制度の一つとして有効に機能して

きた<sup>2)</sup>。しかし、ISDS 条項に基づく仲裁先例が飛躍的に増加する中で、特に欧州を中心として、批判的な見解が示されるようになってきている。本稿では、外国人投資家と投資受入国の間の仲裁が導入された経緯を改めて振り返った上で、条約上の制度としての ISDS 条項の今日的な意義と課題を考察することを目的とする。

## II. 外国人投資家と投資受入国の間の投資紛争の解決制度

### II-1. 発展途上国への投資の促進のための制度の整備

第二次世界大戦後、アジアやアフリカでは多くの国が植民地からの独立を達成した。この地域には多くの資源が賦存しているものの、その資源の有効な開発のためには、資金、技術及び販売網の確保が必要であり、独立間もない諸国は先進国からの投資がなければ、自国に賦存する資源を十分に利用することができない状況であった。他方、先進国の投資家の視点からは、投資受入国の政情の不安定さや国内法制度の不備又は不明が大きな投資リスクとなっていた。こうした要因によって個人の投資家が国際投資を差し控えることは、投資受入国の経済的な発展だけでなく、世界経済全体の発展を妨げるものとなる。

先進国は古くから自国民の外国における経済活動の保護のために、領事関係条約や友好通商

航海条約等を締結してきたが、第二次世界大戦後は、自国民の国際投資を保証・奨励するために国内法上の制度を構築<sup>3)</sup>するだけでなく、発展途上国との間で二国間の投資条約を締結<sup>4)</sup>し、自国民の投資財産や投資活動の保護を図り、かつ相手国との国家間の関係を強化するようになった。また、発展途上国への法整備支援も積極的に行われた。こうした各国の取組に加えて、国際的な制度の構築も必要と考えられ、1950年代以降、世界銀行では個人の国際投資を保護するための制度として、投資保証と投資紛争の解決という2つの側面での制度整備が検討されるようになった<sup>5)</sup>。

普遍的な制度を構築するための世銀の努力の結果、1965年に投資紛争解決条約が締結され、投資紛争解決国際センター (International Centre for the Settlement of Investment Disputes, ICSID) が設立された。さらに1985

2) 条約当事国たる国家も ISDS 条項を援用して、外国人投資家に対する請求を行うことも可能であるが、そのような先例の数は非常に少ない。1989年から1999年の間に1件 (Parra, 2012, p. 209)、2000年から2010年の間で1件 (*ibid.*, p. 258)、投資受入国が請求人となった事例がみられる。

3) 米国は1971年に海外民間投資公社を設立した (Office of Inspector General, OIG Oversight: Overseas Private Investment Corporation Overview, <https://oig.usaid.gov/OPIC> (last visited 3 August 2023))。

4) 米国が1950年代に締結した友好通商航海条約では投資に関連する事項が取り入れられていた。ドイツは、1959年にパキスタンとBITを締結したことが最初の事例となり、その後ドイツは積極的にBITを締結する政策をとった。また、他の欧州諸国も発展途上国との間でBITを締結するようになっていった (UNCTAD, Investment Policy Hub, *supra* note 1 and Parra, *supra* note 2, p. 20)。

5) *Ibid.*, pp. 5-26 and Salacuse (2021), pp. 96-167.

年に「多数国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency, MIGA）を設立する条約」が締結され、1988年にMIGAが設立された。これらの2つの機関は、外国人の国際投資についての紛争解決制度と投資保証機関をもたらし、投資リスクに対応する普遍的制度として機能することとなった。ICSIDの投資紛争解決制度は、投資に関する紛争について損害を被った私人自身に国際的な手続での当事者資格を与えることで、国内裁判所に紛争を付託する場合の外国の法制度への不安や裁判権免除の問題を回避することができる。さらに、投資家と国家の間での紛争の解決が図られることによって、投資家の国籍国が外交的保護の権利を行使することを回避することが可能となり、紛争の政治化を防止することができるという効果を見込むこともできる。

外国人投資家と投資受入国の間の仲裁はICSIDだけでなく、常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration, PCA）、パリ商業会議所（International Chamber of Commerce, ICC）、アメリカ仲裁協会（American Arbitration Association, AAA）、ストックホルム商業会議所仲裁（Stockholm Chamber of Commerce Arbitration, SCC）等に伝統的に付託されてきた。さらに、シンガポールでは1991年にシンガポール仲裁国際センター（Singapore International Arbitration Centre, SIAC）が設立され、アジア地域における紛争解決機関としての活動を強化している。

## II-2. 新国際経済秩序に関する国際法の発展

第二次世界大戦後の国際投資に関連する国際社会の動きとして、もう一つ重要な意味を持つ

たのが、従来の先進国の慣行に基づいて形成された国際法の規則に発展途上国の視点を取り入れるべきであるとする発展途上国の主張である。この主張は、外国人の投資財産や投資活動の処遇に関して、資源ナショナリズムの議論を反映した内容の国際法規則を導入しようとする一連の国連総会決議に反映されることになる。1962年の「天然資源に対する恒久主権」に関する国連総会決議（決議1803（XVII））（以下、決議1803）から1974年の「国の経済権利義務憲章（決議3281（XXIX））（以下、決議3281）まで多くの総会決議が採択され、その決議の一部である「領域国が天然資源に対する恒久主権を有すること」が慣習国際法として認められるようになった<sup>6)</sup>。

天然資源に対する恒久主権とは、国家が自国の天然資源を自国とその人民の発展のために利用する権利を有することとされている（決議1803）。旧植民地から独立した諸国がこの権利を実現するためには旧植民地時代に設定された先進国の国民たる外国人の権益を排除することが必要となる。これを実現する手段として国有化又は収用の権利が主張された。国家が外国人の所有する財産を国有化又は収用する場合、公益の目的と無差別原則、補償の支払いが要件とされるが、天然資源に対する恒久主権の下、これらの要件のうちの補償の基準の緩和に関する議論が進んだ。第二次世界大戦以前の、合法的な国有化又は収用のためには、十分、実効的、かつ迅速な補償（full, effective, and prompt compensation）の支払いが求められるとするハル原則の補償基準の緩和が論じられたのである<sup>7)</sup>。合法的な国有化又は収用のための補償の基準について、1962年の決議1803では、「措

6) Permanent Sovereignty over Natural Resources, GA Resolution 1803 (XVII), adopted on 14 December 1962, paras. 1 and 4, Permanent Sovereignty over Natural Resources, GA Resolution 2158 (XXI), adopted on 25 November 1966, paras. 1 and 4, Permanent Sovereignty over Natural Resources, GA Resolution 3171 (XXVIII), adopted on 17 December 1973, paras. 1 and 3, Declaration on the Establishment of a New International Economic Order, GA Resolution 3201 (S-VI), adopted on 1 May 1974, para. 4 (e), and Charter of Economic Rights and Duties of States, GA Resolution 3281 (XXIX), adopted on 14 December 1974, Article 2 para. 2 (c).

7) OECD (2004), p. 1, [https://www.oecd.org/daf/inv/investment-policy/WP-2004\\_4.pdf](https://www.oecd.org/daf/inv/investment-policy/WP-2004_4.pdf) (last visited 3 August 2023).

置をとる国で実施されている規則及び国際法に従った適切な補償の支払い (appropriate compensation)」との表現が用いられたが、その後の総会決議の積み重ねによって、発展途上国の主張が強化されていった。その結果として、1974年に採択された決議3281では、「措置をとる国の関連法令および自国が関連すると認めるすべての事情を考慮した適切な補償の支払い」との文言が用いられた。「適切な補償」という表現自体がハル原則よりも低い基準で算定される補償を意味するが、決議1803では、「国際法に従った」という文言があったものの、その後の決議では国有化又は収用を行う国の国内法上の基準のみによることとされており、補償の基準がより低くなったと考えられる。また、補償に関する紛争の解決についても、決議1803では、措置をとる国の国内裁判手続を尽くさなければならないとしつつも、外国人投資家と投資受入国が合意する場合には仲裁又は国際裁判による紛争の解決が可能とされているのに対し、決議3281では、補償に関する紛争の解決手続について、すべての関係国が、国の主権平等に基づき、かつ、手段の選択の自由の原則に従い、他の平和的手段を追求することについて自由にかつ相互に合意した場合を除き、投資受入国の国内法に基づき、かつその国の裁判所によるとされている。

1960年代から1970年代の国連総会決議で示された補償基準がどこまで慣習国際法となったかについては議論があった。テキサコ事件の仲裁裁定では、決議1803と決議3281について、その採択の経緯と内容が検討された結果、決議1803が慣習国際法になっていることが認められたものの、決議3281については慣習国際法となったとは言えないとの結論が示された<sup>8)</sup>。

国有化又は収用の際の補償の基準に議論が残ったとはいえ、天然資源に対する恒久主権の下での国家の国有化又は収用に関する権利が確

立したことにより、先進国の国民が発展途上国に投資する場合、従来のような高い補償が支払われることなく投資財産が国有化又は収用される可能性が高くなった。また、投資受入国の国内法に基づく補償基準や国内裁判所による紛争解決の役割が強調されるものの、独立問もない発展途上国の法制度とその運用には不透明かつ不確定な要素があり、先進国の投資家にとって、投資リスクをもたらすものであった。

### II-3. 外国人の投資財産及び投資活動の保護から経済関係の強化の一環としての投資の促進へ

前節で述べた投資リスクを踏まえ、先進国はBITによって、投資受入国における自国民の投資財産及び投資活動の保護を確保するようになった。すでに述べたように、1950年代から米国やドイツが自国民の保護を目的とする条約を締結するようになっていたが、1970年代以降は、そうした二国間条約がより多く締結されることになった。

初期のBITでは、条約当事国が相互に相手国の国民の投資財産や投資活動を保護する義務を負うとの規定が置かれている。また国有化や収用、さらには騒乱のような場合についてハル原則に基づく補償の支払いが規定されている。天然資源に対する恒久主権が慣習国際法として位置づけられるようになったことに伴い、国有化や収用の際の補償の基準が低く設定されるようになり、かつ、投資受入国の国内法に基づいた金額の補償が支払われる可能性が高くなる中、BITを締結していれば、ハル原則という高い基準での補償の支払いが確保できることになる。また、外国人投資家の投資活動が投資受入国との契約に基づいて行われる場合が増えたことに対応して、契約の遵守や安定化条項も置かれている。こうした諸規定は先進国と発展途上国の間で締結されるBITに共通する要素となった。

8) *Award on the Merits in Dispute between TEXACO Overseas Petroleum Company/California Asiatic Oil Company and the Government of the Libyan Arab Republic, Compensation for Nationalized Property*, 17 *International Legal Materials* 1 (1978), pp. 28-31, paras. 82-91.

1990年代に入ると、投資に関する国際条約では、外国人の投資財産や投資活動の保護よりも、投資の自由化や経済関係全体の強化の一環としての投資の促進を目的とされるようになるとともに、経済関係全体の一部として投資が位置付けられるようになり、先進国間で投資章を含むFTA/EPAが締結されるようになった<sup>9)</sup>。1994年に署名がなされたエネルギー憲章条約（Energy Charter Treaty, 以下ECT）は、自

由貿易制度と投資の保護及び促進を組み合わせた多数国間条約の最初の事例となった。そして、2010年代以降は、EUとカナダ、EUと日本、EUとMERCOSURなどのような二者間とはいえ、広い領域をカバーする条約が締結され、TPP11やRCEPのような多数国間の経済関係全体の強化を目的とし、その一部に投資章が含まれる条約が締結されるようになった<sup>10)</sup>。

### Ⅲ. ICSIDの制度とISDS条項

前節で述べたようにICSIDの当初の設立目的は、発展途上国において先進国の国民の投資財産や投資活動を「保護」することであった。そして、BIT及び投資章を含むFTA/EPAの発展の中でも、投資紛争の解決手段として、ICSIDが中核的な役割を果たしてきていることは事実である。ただし、ISDS条項に基づいてICSIDに付託される紛争の内容が大きく変化し、ISDS条項そのものに期待される役割も変化したように思われる。本節では、最初にICSIDの制度を簡潔にまとめた後、投資条約及び投資章を含むFTA/EPAにおけるISDS条項の役割の変化を検討する。

#### Ⅲ-1. ICSIDの制度における「同意」とISDS条項

ICSIDでは、設立当初から、仲裁（arbitration）と調停（conciliation）の制度が置かれている。その後、条約の当事国ではない国と投資家の国籍国が当事国ではない事案において仲裁と調停の利用を可能にする追加的制度

（Additional Facility<sup>11)</sup>）が設けられた。2022年には仲介（mediation）に関する規則<sup>12)</sup>と事実認定（fact-finding）に関する規則<sup>13)</sup>が新たに設けられ、4つの手続が利用可能となった。こうしたICSIDの制度の中で従来最も利用されてきたのは仲裁手続である。

第25条1項により、ICSIDが管轄権を行使するためには、紛争のそれぞれの当事者の書面による同意が必要とされている。同意のうち、投資受入国側の書面による同意は、投資の受入に際して国家と外国人投資家の間で締結される契約の紛争解決条項、投資受入国の国内法（例えば、外国投資法、外国為替法）の紛争解決規定、ISDS条項のいずれかによって示される。

ICSIDの設立以降20年間は、付託される事例が多いとは言えない状況が続いていた。特に、中東の産油国やラテンアメリカ諸国の条約加入が遅れたことはその大きな要因である<sup>14)</sup>。

9) Sabahi *et al.* (2019), p. 54.

10) *Ibid.*, pp. 57-73.

11) ICSID Additional Facility, <https://icsid.worldbank.org/rules-regulations/additional-facility> (last visited 3 August 2023). なお、追加的制度に関する規則は2022年に改正された。

12) ICSID Mediation Rules, [https://icsid.worldbank.org/sites/default/files/ICSID\\_Mediation\\_Rules.pdf](https://icsid.worldbank.org/sites/default/files/ICSID_Mediation_Rules.pdf).

13) ICSID Fact-Finding Rules, [https://icsid.worldbank.org/sites/default/files/ICSID\\_Fact-Finding\\_Rules.pdf](https://icsid.worldbank.org/sites/default/files/ICSID_Fact-Finding_Rules.pdf).

### Ⅲ－２．BIT における ISDS 条項

BIT では、投資財産や投資活動の保護に関する実体的な規定に加えて、先進国と発展途上国の間で締結された BIT の多くでは ISDS 条項が置かれている。条約当事国の国民と投資受入国の間の投資紛争の解決手続として ICSID が指定される規定が多くみられる。天然資源に対する恒久主権の主張の一環として、投資受入国の国内法に基づく手続によって投資紛争を解決すべきとする立場が強くなる中で、ISDS 条項は、国際的な手続による紛争解決を外国人投資家に保証する効果を持つ。また、投資受入国の側から見れば、ISDS 条項は投資環境の整備の一環と位置付けられる。さらに、外国人投資家の国籍国と投資受入国の双方にとって、投資家自身が紛争解決の当事者となることで、投資家の国籍国による外交的保護の権利の行使を避けることができ、紛争の非政治化を期待できるという利点もあった。

### Ⅲ－３．FTA/EPA における ISDS 条項

1990 年代以降、BIT の増加に伴い、多くの

投資紛争が ISDS 条項を援用して仲裁に付託されるようになった<sup>15)</sup>。そして、2000 年から 2010 年にかけては、250 件の新たな事案が付託された。その背景に BIT の増加と、FTA/EPA に ISDS 条項が置かれるようになったことがあると指摘されている<sup>16)</sup>。

BIT は、先進国の国民の投資財産及び投資活動の保護を目的として先進国と発展途上国の間で締結されることが基本構造であったのに対し、FTA/EPA は一定程度の経済発展を達成した国家間の経済関係の強化のために締結される。すでに述べたように、紛争解決手段という視点から見れば、BIT の ISDS 条項は、投資紛争の解決手段を発展途上国の国内法制度から切り離すことによって、発展途上国の国内法制度への不安を払拭する役割が期待されていた。しかし、FTA/EPA は法制度が一定程度整っている国家の間で締結されるものである。投資受入国としては国家主権の一部として、国内の法制度の一定の尊重を求めることになる。この点が次節以下で検討する先進国からの ISDS 条項への批判につながることになる。

## IV．ISDS 条項に基づく外国人投資家と投資受入国の間の仲裁の現代的意義と問題点

### IV－１．投資紛争の解決手段としての ISDS 条項の意義と問題点の顕在化

ISDS 条項は、投資紛争の解決に仲裁手続を利用することについての国家の事前の同意を示

すものであり、外国人投資家にとっては投資環境を考える上で重要な意味を持つことは事実である。そして、多様な投資条約や FTA/EPA の投資章に ISDS 条項が置かれるようになり、

14) 条約が採択された当初は、アジア・アフリカ諸国と欧米諸国が条約を批准した。中東の産油国では、クウェートが 1979 年、サウジアラビアが 1980 年、UAE が 1981 年に条約を批准したものの、バーレーン、イラク、オマーン等が条約を批准したのは、1990 年代以降である。また、南米の諸国も、エル・サルバドルが 1984 年、ジャマイカが 1966 年に条約を批准したことを除き、アルゼンチンやチリ等が条約を批准したのは 1990 年代以降であり、ブラジルは当事国になっていない。さらに、旧東欧圏の諸国も 1990 年代以降に条約の当事国になった (Database of ICSID Member States, <https://icsid.worldbank.org/about/member-states/database-of-member-states> (last visited 3 August 2023))。

15) パラによれば、1989 年から 1999 年の 10 年間で付託された事案のうち、5 分の 3 の事例が ISDS 条項に基づくものである (Parra, *supra* note 2, p. 210)。

16) *Ibid.*, pp. 235-240.

これに基づく仲裁の事案が急増していることは、投資紛争の解決を促進するものとして一定の積極的な評価が可能である。

しかし、ICSID の設立当初のように、仲裁に付託される事案の数がそれほど多くなく、国有化や収用における補償、あるいは、国家と外国人投資家の間で締結された契約の違反に関する紛争が付託された時代と比べると、投資仲裁の機能及び付託される紛争の性質は大きく変化したと言ってもよい。まず、飛躍的に多数の事案が ISDS 条項に基づいて仲裁に付託されるようになったことを指摘しなければならない。次に、FTA/EPA が一定の経済レベルに達した国家間で締結されることから、外国人投資家の国籍国も投資受入国も先進国である事例が増加し、投資受入国の国内法制度が投資紛争の解決の選択肢の一つとして十分に機能する可能性がある場合にも、国際的な手続が利用される状況になっている。さらに、FTA/EPA が本来国家間の権利義務関係を規定する条約であるにも関わらず、外国人投資家対投資受入国の間の投資仲裁の紛争主題が条約の下での義務の違反を論じるものとなっている<sup>17)</sup>。

ISDS 条項に基づき仲裁に付託された多数の先例の蓄積を通じて指摘されるようになった、ISDS 条項に基づく投資紛争の仲裁への付託の問題点として、ここでは、契約の違反に関する紛争及び BIT 又は FTA/EPA の投資章の下での義務の違反に関する紛争の区別と国家主権の尊重という2つの問題を取り上げておきたい。

#### IV-2. 契約の違反に関する紛争と BIT の違反に関する紛争

発展途上国での投資活動については、多くの外国人投資家が投資受入国と締結した契約に基づいて活動を行う事例が多くなる。そのような投資受入国と外国人投資家の間の契約に、

ICSID 等の国際的な紛争解決手続への同意を示す紛争解決条項を置くことも可能であり、その場合は、当該契約の違反に限定した投資紛争の解決が図られることになる。しかし、外国人投資家が BIT や FTA/EPA の投資章の ISDS 条項を援用する場合は、契約違反の問題を BIT や FTA/EPA の投資章の具体的な規定に関連させる形で紛争主題を特定することが必要になる。契約の違反に関する紛争と BIT や FTA/EPA の違反に関する紛争の関係が重要な意味を持つことになるのである。

この点についての重要な先例となる判断が示されたのは、Vivendi 事件の取消し請求に関する決定である。フランス法人たる CGE 社（後に Vivendi 社）と CGE の子会社でアルゼンチン法人たるアグアス・デル・アコンキヤ社（以下、CAA 社）が、アルゼンチンとフランスの間の BIT の違反に関する紛争を ICSID に付託した。本件では、CAA 社がトゥクマン州政府との間で締結したコンセッション契約に基づいて同州で上下水道事業が行われていた。なお、CAA 社とトゥクマン州政府の間のコンセッション契約第 16.4 条（紛争解決条項）は、本契約の解釈及び適用に関する紛争はトゥクマン州の行政訴訟裁判所の排他的管轄権に付託されるとの規定を置いている。両社は BIT の紛争解決条項に基づいて ICSID の手続に紛争を付託した。仲裁裁判所は本件について管轄権を有することを認めた<sup>18)</sup>。しかし、本案については、アルゼンチン政府の BIT の違反についても、トゥクマン州政府の BIT 違反についても請求人の主張を認めなかった<sup>19)</sup>。この仲裁裁定について、アルゼンチンが取消し請求を行った。この裁定で、取消し請求委員会はコンセッション契約に関する請求と BIT の違反に関する請求を明確に区別する立場を示した上で、仲裁裁判所が連邦政府に対する本案請求を却下したこと

17) Sabahi, *supra* note 9, pp. 54-73.

18) *Compañía de Aguas del Aconquija, S.A. and Companie Générale des Eaux v. Argentine Republic*, Case No. ARB/97/3, Award, 21 November 2000, Section A and Section B, paras. 1-55.

19) *Ibid.*, paras. 56-92.

は取消し事由にはあたるような誤りではないが、トゥクマン州政府の行為に関する BIT の下での本案請求を審理しなかったことは明白な権限超越にあると判断し、仲裁裁定のこの部分について仲裁判断の取消し請求を認めた<sup>20)</sup>。

SGS 対パキスタン事件は、両方の紛争解決手続に異なる紛争主題の紛争が付託された事例である。スイス法人たる SGS は、パキスタン政府と、1994 年に「出荷前検査に関する協定（“Pre-shipment Inspection Agreement”，以下 PSI 協定）」を締結した（1995 年 1 月 1 日契約発効）。この契約の下で、SGS は、パキスタンがいくつかの国から輸入する物品の検査業務を行うことになっていた。1996 年 12 月 12 日にパキスタン政府から SGS に、この契約を 1997 年 3 月 11 日付で終了するとの通告があった。この契約の終了について、SGS は最初にスイスの国内裁判所に訴えを提起したが、2000 年 11 月 23 日に最終的な上訴が却下された<sup>21)</sup>。スイスの国内裁判所での訴訟が係属中だった 2002 年 9 月 11 日、パキスタンが PSI 協定第 11 条 1 項（紛争解決条項）に規定されている、パキスタン法に基づく仲裁に紛争を付託した。SGS は、2001 年 4 月 7 日、パキスタンによる仲裁への紛争付託についての反論を提出するとともに、2001 年 10 月 10 日、ICSID に紛争を付託した。その後、SGS は、2002 年 1 月 4 日、パキスタンの第一審裁判所に、ICSID に紛争を付託したことを理由として、パキスタンでの仲

裁手続の停止を要請したが、却下されたため、上訴手続をとった。この審理の過程では SGS の主張は認められなかった<sup>22)</sup>。2003 年、ICSID の仲裁裁判所は、管轄権があると判断をする仲裁裁定を出した。仲裁裁判所は、パキスタンとスイスの間の BIT の違反に関する紛争と PSI 協定の違反に関する紛争を区別し、前者についてのみ管轄権を有することを認めた<sup>23)</sup>。なお、仲裁裁判所は、スイスの国内裁判所で訴訟を起こしたこととパキスタンの国内法に基づく仲裁に対応したことが ICSID の手続との関係で禁反言にあると主張したが、いずれの手続でも SGS は BIT の違反を主張していないため、この主張は認められないとの判断が示されている<sup>24)</sup>。また、それらの 2 つの手続における SGS の行為によって、ICSID の手続に紛争を付託する権利が放棄されたとの主張も認められなかった<sup>25)</sup>。係争中の訴訟（*lis pendens*）原則や一事不再理原則に基づく主張も認められていない<sup>26)</sup>。さらに、パキスタン法に基づく仲裁裁判所の裁定が示されるまで、ICSID での仲裁手続を却下又は停止すべきとの主張についても、本件の請求はあくまでパキスタンの BIT（条約）違反の問題に関するものであり、PSI 協定の違反に関する判断とは別のものであるとの判断を示している<sup>27)</sup>。

なお、この事件については、ICSID の仲裁手続は訴訟打切となったため、最終的な判断は示されていない<sup>28)</sup>。

20) *Compañía de Aguas del Aconquija, S.A. and Vivendi Universal (formerly Compañie Générale des Eaux) v. Argentine Republic*, Case No. ARB/97/3, Decision on Annulment, 3 July 2002, paras. 93-115 and para. 119 (c).

21) *SGS Société Générale de Surveillance S.A. v. Islamic Republic of Pakistan*, Case No. ART/01/13, Decision on the Tribunal on Objections to Jurisdiction, 6 August 2003, paras. 1 and 10-25.

22) Supreme Court of Pakistan, Judgment, 3 July 2002, <https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw10368.pdf> (last visited 15 September 2023).

23) *SGS v. Pakistan*, Decision of 6 August 2003, *supra* note 21, paras. 146-174 and para. 190 (a) and (b).

24) *Ibid.*, paras. 175-177.

25) *Ibid.*, paras. 178-181.

26) *Ibid.*, para. 182.

27) *Ibid.*, paras. 185-189.

28) *SGS v. Pakistan*, Order taking note of the discontinuance issued by the Tribunal pursuant to Arbitration Rule 43 (1), 23 May 2004, <https://www.italaw.com/cases/1009> (last visited 15 September 2023).



これらの事例では、ISDS条項に基づく仲裁裁判所の管轄権の対象として、当事者間で締結された契約の違反とBITの違反という2つの紛争主題を明確に区別する立場をとったと言える。このような立場をとる限り、ISDS条項に基づく仲裁裁判所の管轄権はBITの下での義務の違反に限定され、契約の違反に関する紛争は契約の紛争解決条項に従った紛争解決手段に委ねられることになる。ただし、BITに当事国の一般的な義務を定めるアンブレラ条項が置かれている場合は、ISDS条項に基づく仲裁裁判所が条約の違反に関する紛争だけでなく契約の違反に関する紛争にも管轄権を行使すると判断した先例がみられることにも留意が必要である<sup>29)</sup>。

SGS対フィリピン事件の管轄権に関する抗弁についての決定で、仲裁裁判所は、フィリピンとスイスの間のBITにアンブレラ条項が規定されており、この規定により、ISDS条項に基づく管轄権が契約違反に関する紛争主題にも及びうることを認めた。ただし、本件の場合、フィリピンとSGSの間の契約第12条で、本契約の下でのいずれかの当事者の義務に関する訴訟はマカティ又はマニラの地方裁判所に付託されることが規定されている。仲裁裁判所はこの規定により、契約の違反に関する請求については、フィリピン法が準拠法であり、当事者が選択した唯一の紛争解決手段が尊重されるので、仲裁裁判所が管轄権を行使すべきではないと判断した<sup>30)</sup>。仲裁裁判所は、契約の違反に関する請求とは別にBIT第VIII条2項の紛争解決条

項に基づき、第X条2項（アンブレラ条項）及びIV条（公正衡平待遇）の下での義務の違反に関する紛争について管轄権を行使しようと結論付けた。ただし、契約の違反に関する紛争についてフィリピンの国内裁判所の判断に委ねられるべき損害賠償が、本件での損害賠償の金額にも影響を与えるとし、フィリピンの国内裁判所の手続が終了するまで、仲裁手続を停止するとも判断している<sup>31)</sup>。

Eureko事件では、オランダとポーランドの間のBITのISDS条項が仲裁裁判所の管轄権の根拠となった。このBITでは第3.5条にアンブレラ条項が置かれている。仲裁裁判所は、管轄権の対象となる紛争主題について、Vivendi事件の取消し請求に関する判断を引用して、契約の違反に関する紛争とBITの違反に関する紛争の区別に言及した上で、この条項の効果により、本裁判所の管轄権は、契約の違反があるか否かがBITの違反に関する紛争主題を構成するとの判断を示している<sup>32)</sup>。なお、この仲裁判断の後、ポーランドがベルギーの国内裁判所にこの仲裁裁定の取消し請求を行った。ポーランドは、本件の紛争はもっぱら契約の違反に関するものであって、これがBITの違反に関する紛争であることを認めた仲裁裁判所の判断は権限を超越したものであると主張したが、裁判所はこれを認めなかった<sup>33)</sup>。

ISDS条項には、フォーラム・ショッピングの防止のために、フォーク・イン・ザ・ロード条項や放棄条項が置かれる場合もみられるようになっている。しかし、紛争主題として、契約

29) Sabahi, *supra* note 9, pp. 482-485. 投資条約におけるアンブレラ条項の詳細な解説として, Reinisch and Schreuer (2020), pp. 865-969.

30) SGS Société Générale de Surveillance S.A. v. Republic of the Philippines, Decision of the Tribunal on Objections to Jurisdiction, 29 January 2004, Case No ARB/02/6, paras. 113-155.

31) *Ibid.*, paras. 155-164 and 169-177.

32) Eureko, B.V., and Republic of Poland, *Ad Hoc* arbitration under the Agreement between the Kingdom of the Netherlands and the Republic of Poland on Encouragement and Reciprocal Protection of Investment, Partial Award, 19 August 2005, [https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0308\\_0.pdf](https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0308_0.pdf) (last visited 15 September 2023), paras. 111-113, 244-260, and 262.

33) Eureko, Décision, Le Tribunal Première Instance séant à Bruxelles, le 23 novembre 2006, [https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0303\\_0.pdf](https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0303_0.pdf) (last visited 15 September 2023).

の違反に関する請求と条約の違反に関する請求が明確に区別され、またアンブレラ条項が置かれている場合、契約の遵守の義務もBITやFTA/EPAの投資章の下での義務によってカバーされるとすれば、同じ事実関係についてであっても紛争主題が別個に構成されうる限り、フォーラム・ショッピングが生じうることになると言えよう<sup>34)</sup>。

#### IV-3. 条約の下での義務の違反に関する紛争

国内法制度の変更によって条約の下での義務の違反が重要な論点となった最近の事例として、スペインとイタリアの再生可能エネルギー生産の振興制度に関する一連の仲裁事例を取り上げる必要がある<sup>35)</sup>。表1と表2は、2023年9月15日時点で仲裁裁定が出されている事例のみをまとめたものである。これらの事案の共通点は、ECTのISDS条項である第26条2項(c)に基づき仲裁手続が開始されたものである。また、この条約には第10条1項にアンブレラ条項が置かれている点も重要な意味を持つ。

スペインは2007年に再生可能エネルギー部門における投資促進のための特別の法制度を設立する王令661/2007(RD661/2007)を発出した。この王令は、投資家にとって非常に有利な再生エネルギーの固定価格買取制度(FIT)等を定めるものであった。しかし、この制度は2010年の王令1565/2010(RD1565/2010)以降の王令によって変更され、さらにその後も制度

の改正が続いた<sup>36)</sup>。

イタリアでは、EUの再生可能エネルギー指令(2001/77/EC)の実施のための立法措置として、2004年1月31日にEU域内の電力市場における再生化のエネルギーの振興のための立法令387/2003が出された。この立法令は再生可能エネルギーの振興のための優遇政策を定め、その後の政策の具体化も予想する内容となっていた。しかし、2009年のEU指令(2009/28/EC)の履行のために出された2011年3月3日の立法令によって振興策が変更された<sup>37)</sup>。

こうした制度の改正により、事業を継続できなくなった多数の外国企業が紛争を仲裁に付託した。スペインに対する請求の事案の大きな特色は、日本法人2社以外、すべて英国又はEU加盟国の法人が請求人となり、「公正衡平な待遇」を規定するエネルギー憲章条約第10条1項の違反を主張し、損害賠償を求めた点である。2023年9月15日現在で47件の仲裁案件があり、そのうち、29件について最終裁定が出されており、2件で訴えが取下げられ、16件は係争中である。これらの仲裁は、第26条4項に従って、ICSIDの制度を利用した事案が37件、SCCを利用したものが7件、常設仲裁裁判所を利用したものが2件、いずれの制度も利用しない独立した仲裁が1件となっている。さらに、すでに仲裁裁定が出されたすべての事案で、スペインの管轄権に関する抗弁が却下され、本案についての判断が示されており、6件でスペ

34) Sabahi, *supra* note 9, pp. 456-485 and Salacuse, *supra* note 5, pp. 363-379.

35) 再生可能エネルギーに関する仲裁については、本特集の福永(2024)を参照されたい。また、スペインの再生可能エネルギー振興制度に関して、末富(2019)、126-137頁も参照のこと。なお、欧州の他の国についてはスペインとイタリアのように、ECTのISDS条項を援用した連続的な仲裁手続が開始された例はない。ドイツの場合は、風力発電、再生可能エネルギー、原子力発電、石炭火力発電のそれぞれについて1件の事案がみられ(Investment Dispute Settlement Navigator (UNCTAD), <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement/country/78/germany/investor> (last visited 15 September 2023))。フランスについては、再生可能エネルギーに関する事案が1件みられる(Investment Dispute Settlement Navigator (UNCTAD), <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement/country/72/france/respondent> (last visited 15 September 2023))にとどまっている。

36) 事実については、シャランヌ事件を参照した(Charanne B.V. Construction Investment S.A.R.L. v. The Kingdom of Spain, Final Award, 21 January 2016, Arbitration No.: 062/2012, paras. 110-186.)。

37) 事実については、ブルスン事件を参照した(Blusun S.A., Jean-Pierre Lecorcier and Michael Stein v. Italian Republic, ICSID Case No. ARB/14/3, Award, 27 December 2016, paras. 52-123.)。

表1 スペインの再生可能エネルギー制度に関する仲裁

付託年	事案名	請求人の国籍	仲裁のフォーラム	裁定等の期日	結果	仲裁裁定後の手続
2011	The PV Investors v. Spain	ドイツ、ルクセンブルク、オランダ	PCA	先決的決定（2014.10.13） 最終裁定（2020.2.28）	Investor	スイス連邦裁判所
						執行請求却下（2021.2.23）
2012	Charanne and Construction Investments v. Spain	ルクセンブルク、オランダ	ICSID	最終裁定（2016.6.21）	State	None
2013	RREEF v. Spain	ルクセンブルク、英国	ICSID	管轄権に関する決定（2016.6.6） 責任及び賠償金額の原則に関する決定（2018.11.30） 最終裁定（2019.12.11）	Investor	ICSID
						取消し請求に関する決定（2022.6.10）
2013	Isolux v. Spain	ルクセンブルク、英国	SCC	最終裁定（2016.7.12）	State	None
2013	Infrastructure Services and Energia Termosolar v. Spain	ルクセンブルク、オランダ	ICSID	管轄権に関する決定（2.3.2015） 最終裁定（2018.6.15）	Investor	ICSID
						取消し請求に関する決定（2021.7.30）
						英国高等法院
						仲裁裁定の執行に関する決定（2023.5.24）
						豪州高等法院 仲裁裁定の執行に関する決定（2023.8.6）
2013	Eiser and Energia Solar v. Spain	ルクセンブルク、英国	ICSID	最終裁定（2017.5.4）	Investor	ICSID 取消し請求に関する決定（2020.6.11） …請求容認
2013	CSP Equity Investment v. Spain	ルクセンブルク	PCA	text not available	State	None
2014	RWE Innogy v. Spain	ドイツ	ICSID	管轄権、賠償責任、賠償額の特定の論点に関する決定（2019.12.30） 最終裁定（2020.12.18）	Investor	ICSID 取消し請求手続係争中
2014	RENERGY v. Spain	ルクセンブルク	ICSID	最終裁定（2022.5.6）	Investor	ICSID 取消し請求手続係争中
2014	NextEra v. Spain	オランダ	ICSID	管轄権、賠償責任、賠償額の原則に関する決定（2019.3.12） 最終裁定（2019.5.31）	Investor	ICSID
						取消し請求に関する決定（2022.3.18）
2014	Masdar v. Spain	オランダ	ICSID	最終裁定（2018.5.16）	investor	ICSID
						取消し請求手続打切（2020.11.27）
2014	InfraRed and others v. Spain	英国	ICSID	最終裁定（2019.8.2）	investor	ICSID
						再審請求に関する決定（2021.3.8）
						取消し請求に関する決定（2022.6.10）
2015	Watkins and others v. Spain	ルクセンブルク、オランダ	ICSID	最終裁定（2020.1.21）	investor	ICSID
						取消し請求手続係争中
2015	STEAG v. Spain	ドイツ	ICSID	管轄権、賠償責任、賠償額の指示に関する決定（2020.10.8） 最終裁定（2021.8.17）	investor	ICSID
						取消し請求手続係争中
2015	Stadtwerke München and others v. Spain	ドイツ	ICSID	最終裁定（2019.12.2）	State	ICSID
						取消し請求手続係争中

投資紛争解決制度の現代的意義と課題

付託年	事案名	請求人の国籍	仲裁のフォーラム	裁定等の期日	結果	仲裁裁定後の手続
2015	SoIEs Badajoz <i>v.</i> Spain	ドイツ	ICSID	最終裁定 (2019.7.31)	investor	ICSID 取消し請求に関する決定 (2022.3.16)
2015	Solarpark <i>v.</i> Spain	ドイツ	SCC	手続打切		
2015	OperaFund and Schwab <i>v.</i> Spain	マルタ、スイス	ICSID	最終裁定 (2019.9.6)	investor	ICSID 取消し請求手続継続中
2015	Norvenergia <i>v.</i> Spain	ルクセンブルク	SCC	最終裁定 (2018.2.15)	investor	スウェーデンの裁判所での取消し訴訟 仲裁裁定の取消しの予備的決定請求却下の判決 (2019.4.25) ECJの予備裁定を求めるべきとする請求を却下する判決 (2020.5.27)
2015	JGC <i>v.</i> Spain	日本	ICSID	最終裁定 (2021.11.9)	investor	ICSID 取消し請求手続係争中
2015	Hydro Energy 1 and Hydroxana <i>v.</i> Spain	ルクセンブルク、スウェーデン	ICSID	管轄権、賠償責任及び賠償額の方向に関する決定 (2020.3.9) 最終裁定 (2020.8.5)	investor	ICSID 取消し請求手続係争中
2015	Foresight and others <i>v.</i> Spain	ルクセンブルク、デンマーク、イタリア	SCC	最終裁定 (2018.11.14)	investor	国内裁判所の審査係争中
2015	Cube Infrastructure and others <i>v.</i> Spain	フランス、ルクセンブルク	ICSID	管轄権、賠償責任に関する決定及び賠償額に関する部分的決定 (2019.2.19) 最終裁定 (2019.7.15)	investor	ICSID 取消し請求に関する決定 (2022.3.28)
2015	Cavalum SGPS <i>v.</i> Spain	ポルトガル	ICSID	管轄権、賠償責任、及び賠償額の方向に関する決定 (2020.8.31) 2020年決定の再検討に関する決定 (2022.1.10) 2020年決定の再検討に関する第二決定 (2022.9.7) 最終裁定 (2022.9.29) … text not available	investor	None
2015	BayWa <i>r.e. v.</i> Spain	ドイツ	ICSID	管轄権に関する決定 (2019.12.5) 最終裁定 (2021.1.25)	investor	米国コロンビア特別区裁判所 仲裁裁定の執行請求 (2022.8.12) ICSID 仲裁裁定の暫定的執行停止命令 (2021.12.20) 取消しに関する決定 (2023.5.8)
2015	Alten Renewable <i>v.</i> Spain	オランダ	SCC	手続打切		
2015	9REN Holding <i>v.</i> Spain	ルクセンブルク	ICSID	最終裁定 (2019.5.31)	investor	ICSID 取消し請求に関する決定 (2022.11.17)
2016	Green Power and SCE <i>v.</i> Spain	デンマーク	SCC	最終裁定 (2022.6.16) (管轄権否認)	State	None
2016	Eurus Energy <i>v.</i> Spain	日本、オランダ	ICSID	管轄権及び賠償責任 (liability) に関する決定 (2021.3.17) 最終裁定 (2022.11.14)	investor	None
2016	Biram and others <i>v.</i> Spain	ドイツ、英国	ICSID	text not available	investor	ICSID 取消し請求手続係争中
2017	FREIF Eurowind <i>v.</i> Spain	英国	SCC	最終裁定 (2021.3.8)	State	None

(注) 2023年9月15日時点で仲裁裁定が出されたもの(手続打切を含む)のみ

(出所) Investment Dispute Settlement Navigator (UNCTAD), <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement/cases/1216/woc-photovoltaik-and-others-v-spain> (last visited 15 September 2023) を基に筆者作成

表2 イタリアの太陽光発電制度に関する事例

付託年	事案名	請求人の国籍	仲裁のフォーラム	仲裁裁定等の期日	結果	仲裁裁定後の手続
2014	Bulsun v. Italy	ベルギー、フランス、ドイツ	ICSID	最終裁定（2016.12.27）	State	ICSID 取消し請求に関する決定（請求却下）（2020.4.13）
2015	Silver Ridge v. Italy	オランダ	ICSID	最終裁定（2021.2.26）	State	None
2015	Greentech and NovEnergia v. Italy	デンマーク、ルクセンブルク	SCC	最終裁定（2018.12.23）	Investor	スウェーデンの国内裁判所での手続係争中
2015	Eskosol v. Italy	イタリア	ICSID	規則第41条5項に基づく請求人の訴状に関する決定（2017.3.20） Intra-EUを理由とする仲裁手続終了の請求に関する決定（2019.5.7） 最終裁定（2020.9.4）	State	None
2015	CEF Energia v. Italy	オランダ	SCC	最終裁定（2019.1.16）	Investor	スウェーデンの国内裁判所での手続係争中
2015	Belenergia v. Italy	ルクセンブルク	ICSID	最終裁定（2019.8.6）	State	None
2016	SunReserve v. Italy	ルクセンブルク	SCC	最終裁定（2020.3.25）	State	None
2017	ESPF and others v. Italy	オーストリア、ドイツ	ICSID	最終裁定（2020.9.14）	Investor	ICSID 取消し請求手続係争中

（注） 2023年9月15日時点で仲裁裁定が出されたもののみ

（出所） Investment Dispute Settlement Navigator (UNCTAD), <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement/country/103/italy/investor> (last visited 15 September 2023) を基に筆者作成

ン側の主張が、23件で投資家側の請求が認められる結果になっている。

イタリアに対する請求についてはすべての請求人がEU加盟国の法人である。2023年9月15日現在で、風力発電プロジェクトに関する1件を含む11件の再生可能エネルギーに関する仲裁案件があり、そのうち、8件で仲裁裁定が出され、3件が係争中である。ICSIDの制度を利用したものが5件、SCCを利用したものが3件である。イタリアの場合もすべての事案にお

いて、仲裁裁判所は管轄権に関する抗弁を却下し、本案に関する裁定を示した。また、5件でイタリア側の主張が認められ、3件で外国人投資家の請求が認められる結果になっている。

なお、これらの事案ではECTのISDS条項に基づく仲裁裁判所の管轄権について、スペインやイタリアが、EU国籍者が別のEU加盟国に対してISDS条項に基づく投資仲裁を提起することを可能にするBITの制度がEU法違反であることとの判断を示した、アクメア事件の

欧州司法裁判所（以下、ECJ）の予備裁定<sup>38)</sup>を引用し、EU 運営条約第 267 条と第 344 条により EU 加盟国と EU 加盟国の国民との間の紛争に ISDS 条項が適用されない、また、仲裁裁判所は EU 法を解釈又は適用することができないという理由で、ECT 第 26 条 4 項に基づく仲裁裁判所も管轄権を有さないと主張をしたが、グリーンパワー事件を除くすべての先例でこの抗弁は却下されている。仲裁裁判所は、EU 自身が ECT の地域的統合体として、当事者となっていること、及び ECT が EU 法と矛盾する可能性がないことを理由に、アクメア事件の裁定を引用したスペインやイタリアの抗弁を認めないという判断を示し続けている<sup>39)</sup>。また、取消し請求でもこの主張は認められていない<sup>40)</sup>。

ノイルバックは、スペインに関する初期の事例を比較検討し、それぞれの仲裁裁判所は先例を検討しており、いずれの裁判所の判断にも一定の一貫性がみられるとの結論を示している<sup>41)</sup>。確かに、エネルギー憲章条約の下での「公正衡平待遇」の解釈については一定の共通の判断がみられるのであろう。しかし、紛争解決手続と

いう観点からは、この一連の事案の ISDS 条項に基づく仲裁への付託という事象自身が今日の ISDS 条項に基づく投資仲裁の特性とその問題点を提起しているように思われる。すなわち、請求人が仲裁の制度の選択の自由を有すること、国家間の訴訟ではないにも関わらず、投資受入国による条約の違反を外国人投資家が論じることが認められうること、そして、それぞれの事案において、独立に仲裁人が任命され、判断がなされることが適切なのかという問題である。

なお、EU は、1994 年採択、1998 年発効という ECT の内容は時代遅れになっていると主張し、2019 年 7 月から 2022 年 6 月までその内容を現代化するための多国間交渉を行った。その結果を反映する改正案がエネルギー憲章条約締約国会議で採択されなかったことを受けて、2023 年 7 月 7 日、欧州委員会は、EU、加盟国及び Euratom に ECT からの脱退を勧告した<sup>42)</sup>。

#### IV-4. 投資仲裁と国家主権の尊重

本節の検討から、今日では ISDS 条項に基づく投資仲裁は、特定の投資紛争の解決という限

38) アクメア事件では、オランダとスロヴァキア間の BIT 第 8 条 (ISDS 条項) を根拠とする仲裁については、EU の法制度の一部をなしていないため、こうした手続の利用は加盟国間の相互の信頼を害するだけでなく EU 設立条約によって構築された方の特別な性質の保持という点で疑問の余地があるため、EU 法違反であるとの判断を示した (*Slovakische Republik (Slovak Republic) v. Achmea BV, Judgment of the Court (Grand Chamber), 6 March 2018, Case C-284/16, para. 58*)。なお、ECJ は、EU 法の基本原則が、欧州連合条約第 2 条に規定されるような共通の価値を加盟国が共有し、それらの価値の実現について加盟国が相互に信頼関係にあることであると指摘し、加盟国が自国の領域内で EU 法の適用等のために誠実な協力をする義務を負っていると述べている (*ibid.*, para. 34)。

39) グリーンパワー事件の最終裁定 (*Green Power Partners K/S SCE Solar Don Benito APS v. The Kingdom of Spain, SCC Arbitration V (2016/135), paras. 331-478 and para. 493(i)*)を除き、ICSID の仲裁裁定の最初の先例となるシャランヌ事件で示されたこの立場はその後の事案で踏襲されている (*Charanne, supra note 36, paras. 441-447*)。

40) スペインの再生可能エネルギー制度に関する投資仲裁の事案で、ICSID の手続で取消し請求が出された最初の事例であるインフラストラクチャー・サーヴィス事件で、アクメア事件の予備裁定を引用したスペインの主張は認められず、それ以降も同様の判断が続いている (*Infrastructure Services Luxembourg S.A.R.L and Energia Termosolar B.V. and Kingdom of Spain, ICSID Case No. ARB/13/31, Annulment Proceeding, Decision on Annulment, 30 July 2021, paras. 153-160, 203-206, and 268*)。

41) Noilbac (2020), pp. 37-39.

42) Proposal for a Council Decision on the withdrawal of the Union from the Energy Charter Treaty, COM (2023) 447 final, 2023/0273 (NLE), and European Commission, European Commission proposes a coordinated EU withdrawal from the Energy Charter Treaty, News Announcement, 7 July 2023, [https://energy.ec.europa.eu/news/european-commission-proposes-coordinated-eu-withdrawal-energy-charter-treaty-2023-07-07\\_en](https://energy.ec.europa.eu/news/european-commission-proposes-coordinated-eu-withdrawal-energy-charter-treaty-2023-07-07_en) (last visited 15 September 2023).

定的な効果にとどまらず、手続的な面でも実体的な面でも各国の国内法に大きな影響を与えるようになっていけると言えるだろう。契約の違反に関する紛争と条約の違反に関する紛争の区別やアンブレラ条項の効果による契約上の義務の国際化は、ISDS条項に基づく投資仲裁の利用可能性を高めるという効果を持つアプローチである。これにより、個人が国際的な制度を利用する可能性が広がったことは、国際社会における個人の役割の増大を反映する現象かもしれない。しかし、こうした制度が主権国家の国内の司法制度や立法制度に大きな影響を与えるようになっていっていることも事実である。このようなアプローチをとることで、本来は国家間で問われ

るべき条約違反に対する国家責任の問題が、外国人投資家と投資受入国の紛争解決手続で論じられることをどのように評価すべきだろうか。

このような問題意識は、BITやFTA/EPAの投資章に対する国家の姿勢にも影響を与えているように思われる。EUのECTからの脱退の勧告だけでなく、一部の国がBITやICSIDの効果を疑問を呈し、BITの終了やワシントン条約からの脱退を決定するようになっていことが指摘されている<sup>43)</sup>。また、EUもリスボン条約の採択以降、加盟国間のBITを終了するよう圧力をかけている<sup>44)</sup>とされ、アクメア事件のECJの予備裁定やECTからの脱退の勧告もそうした政策に沿ったものと考えられる。

## V. 常設の投資裁判所に関する議論

### V-1. 欧州を中心とする投資紛争の解決手段としての仲裁への批判

前節ではISDS条項に基づいて仲裁に付託される事案の増加に伴って顕在化した問題点を指摘した。そうした問題点の他に、付託される事案の急増だけでなく、紛争が発生する度に仲裁人が任命されるという特質を持つ仲裁という紛争解決手段の本質に関わる問題点が指摘されるようになってい

第一に、仲裁裁定の内容の一貫性や整合性に関する問題が指摘されている。個々の仲裁裁判所が異なる専門の仲裁人によって構成され、それぞれが独立した判断をすることになり、その判断の内容が常にそのような判断となる保証はない。例えば、「公正衡平待遇」のように多くの事例で扱われる文言の解釈について異なる判

断が示されることが十分に予測される<sup>45)</sup>。そして第二に、仲裁手続の現実的な問題として、高額な仲裁費用や仲裁人の公平性及び倫理、さらに手続の透明性に関わる問題が指摘されている<sup>46)</sup>。第三に、従来のISDS条項に基づく紛争解決手続は一審終結であるが、このような上訴の可能性を認めない制度の妥当性が問われるようになってい<sup>47)</sup>。本来は仲裁の重要な魅力の一つである、紛争当事者の選択の自由の幅が大きいことが逆にこれらの問題を生んでいると考えられる。さらに、仲裁裁定の承認・執行に関する批判もみられる。

こうした批判を受けて、欧州を中心に、現状のISDS条項に基づく仲裁の制度を改善するための議論が進んでいる<sup>48)</sup>。欧州委員会は、2015年から多国間投資法廷（Multilateral Investment

43) Sabahi, *supra* note 9, pp. 55-56.

44) *Ibid.*, pp. 56-57.

45) Dionysiou (2021), pp. 77-108, Bungenberg and Reinisch (2020), pp. 18-19.

46) *Ibid.*, pp. 20-23, and Kaufmann-Kohler and Potestà (2020), pp. 7-29.

47) Bungenberg and Reinisch, *supra* note 45, pp. 19-20.

Court, MIC) に関する検討を行ってきている<sup>49)</sup>。その主要なテーマは、第一審と控訴審の二審制とすること、仲裁人の質の確保、法廷の常設性、手続の透明性の確保、ISDS条項を含む条約に関する紛争への適用、仲裁裁定の執行の確保である。UNCITRALも2017年からISDS条項の改善についての議論を重ねており、2019年に控訴審と多国間裁判所メカニズムについての草案<sup>50)</sup>、2021年に、多国間メカニズムにおいて裁判所を構成するメンバーの指名とこれに関連する事項についての草案<sup>51)</sup>を提示している。

こうした欧州を中心とした常設の投資裁判所の設立に関する議論はまだ実際の裁判所の設立には至っていない。しかし、その方向を最も端的に示しているのは、EUとカナダの間で締結されたカナダ・EU経済連携協定(Canada-EU Comprehensive Economic and Trade Agreement, CETA)<sup>52)</sup>の投資紛争の解決に関する制度である。本節では、CETAの投資紛争の解決のための制度の主な特徴を述べた後、この制度に関しての欧州での議論を検討することとする。

## V-2. CETAの投資紛争解決制度

MICの実現に先駆けて、EUは経済連携協定を締結する際に従来のISDS条項とは異なる内容を持つ外国人投資家と投資受入国の間の投資紛争解決のための制度を設けるようになっていく。特に注目されるのが、前節で言及したCETAの投資紛争解決制度である。この制度では外国人投資家と投資受入国の間の投資紛争

の解決に仲裁が用いられることは従来通りである(第8.23条)。ただし、条約の発効後にCETA合同委員会が裁判所の15名のメンバーを任命することとされ(第8.27条2項)、それぞれの事案については、3名のメンバーが審理を行う(第8.27条6項)。この制度では上訴も可能である(第8.28条)。裁判所のメンバーの資格(第8.27条4項)と倫理(第8.30条)について詳細な規定が置かれており、手続の透明性についての明文の規定(第8.36条)も置かれている。

さらに、この節に基づく裁判所の権限については一定の制限が規定されている。まず、この裁判所は、ウィーン条約法条約に従って解釈される本協定、及び両当事者に適用される他の国際法規則及び原則を適用するとされている(第8.31条1項)。裁判所は本協定の違反にあたり主張される措置について、当事国の国内法の下での合法性を決定する管轄権を有さない。裁判所が当事国の措置の本協定との整合性について判断をする際には、当事国の国内法は事実の問題として扱うことができるにとどまる。そして、裁判所は当事国の国内法を事実の問題として扱う際には、当該国の裁判所又はその他の機関によって採用されている有力な解釈に従わなければならない。かつ、裁判所が国内法に与えた意味のいかなるものも、当該国の裁判所又はその他の機関に拘束力を持たない(同条2項)。さらに投資に悪影響を与える可能性がある解釈に関して重大な懸念が生ずる場合には、サービス及び投資に関する委員会がCETA合同委員

48) *Ibid.*, pp. 29-215.

49) European Commission, Multilateral Investment Court Project, [https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/multilateral-investment-court-project\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/multilateral-investment-court-project_en) (last visited 3 August 2023).

50) Possible Reform of Investor-State Dispute Settlement (ISDS), Appellate and Multilateral Court Mechanisms, Note by the Secretariat, 29 November 2019, A/CN.9/WG.III/WP.185.

51) Possible Reform of Investor-State Dispute Settlement (ISDS), Standing Multilateral Mechanism: Selection and Appointment of ISDS Tribunal Members and Related Matters, Note by the Secretariat, 8 December 2021, A/CN.9/WG.III/WP.213.

52) Canada-EU Comprehensive Economic and Trade Agreement, CETA Canada-EU Comprehensive Economic and Trade Agreement, CETA, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:22017A0114\(01\)#d1e2878-23-1](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:22017A0114(01)#d1e2878-23-1) (last visited 15 September 2023).



会に本協定の解釈についての採択をするよう勧告する。CETA 合同委員会によって採択された解釈は本節に従って設立された裁判所に対して拘束力を有する。CETA 合同委員会は、解釈が特定の期日から拘束力を持つことを決定することができる（同条3項）。さらに、裁判所の裁定は、利子を含む金銭賠償又は財産の原状回復の命令に限定されている（第8.39条）。裁判所の裁定は、当事者間においてかつその特定の事件に関してのみ拘束力を有する（第8.41条1項）。最終裁定後に再審、又は取消し請求がなされる場合は裁定の執行に猶予が認められるが、紛争当事者は遅滞なく裁定を承認し、従わなければならない（同条2項、3項）。裁定の執行は、執行が請求された国の現行の判決又は裁定に関する法によって規律される（同条4項）。最終裁定は、ニューヨーク条約第1条に従って、商業的關係又は取引から生ずる請求に係するものとみなされ、ICSID 条約第6節第4章の裁定に該当するものとする（同条5項、6項）。

なお、この裁判制度は、将来 MIC と上訴メカニズムが設立された場合、これに移行することも規定されている（第8.29条）。

CETA 全体の発効のために必要な EU 加盟国すべての批准はまだ実現していない。2017年に暫定的な適用が始まったが、投資章については、限定的な規定（第8.1条～第8.8条、第8.13条、3項を除く第8.15条、第8.16条）しか適用が始まっておらず、投資紛争解決制度は

まだ機能していない<sup>53)</sup>。ただし、2021年、カナダと EU は、この制度を設置するため、上訴裁判所を機能させるための規則、仲裁人の行動規範、仲介に関する規則、拘束力ある解釈に関する規則という4点を決定した<sup>54)</sup>。少なくとも EU とカナダの意思としては、この紛争解決制度が機能することを目指していると考えられる。

CETA と同様にあらかじめメンバーを任命しておく投資裁判の制度は、EU とヴェトナムの投資保護協定第3章及び EU とシンガポールの投資保護協定第3章にも規定されている。ただし、EU とヴェトナムの間の投資保護協定第3.38条では、第4.1条5項(a)に基づいて設立される委員会が、各当事国からそれぞれ3名と第三国の国籍者を任命する制度となっている。そして、この第三国の国籍者を EU かヴェトナムのいずれかが任命することを望む場合は、自国の国籍者としてのメンバーとして任命が可能であるとの注がある。EU とシンガポールの間の投資保護協定第3.9条では、裁判所のメンバーは両当事者がそれぞれ選任する制度となっており、委員会による任命の制度はない。なお、これらの協定はいずれも2023年9月15日現在、まだ発効していない<sup>55)</sup>。

### V-3. CETA の投資紛争解決制度の EU 法との整合性

EU 加盟国のすべてが CETA の投資紛争解決制度を支持しているとは言えないだろう。べ

53) Notice concerning the provisional application of the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part, *Official Journal of the European Union*, L 238/9 (16.9.2017).

54) European Commission, The EU and Canada adopt rules putting in place the CETA investment court, 29 January 2021, [https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-and-canada-adopt-rules-putting-place-ceta-investment-court-2021-01-29\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-and-canada-adopt-rules-putting-place-ceta-investment-court-2021-01-29_en) (last visited 3 August 2023).

55) EU とシンガポール、EU とヴェトナムの間の協定では、貿易協定と投資保護協定が個別の文書となっている。EU とシンガポールの貿易協定は2019年11月21日に、EU とヴェトナムの貿易協定は2020年8月1日に、それぞれ発効したが、投資保護協定はいずれも発効していない (Investment Protection Agreement between EU and Singapore, [https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/singapore/eu-singapore-agreement/texts-agreements\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/singapore/eu-singapore-agreement/texts-agreements_en) (last visited 15 September 2023) and Investment Protection Agreement between EU and Vietnam, [https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/vietnam/eu-vietnam-agreement\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/vietnam/eu-vietnam-agreement_en) (last 15 September 2023)。

ルギーがCETAの投資紛争解決制度のEU法との整合性についてECJの意見を求めたことはEU内部での議論の状況を反映しているように思われる。

ECJはこの要請に対し、以下のような意見を示した。まず、CETAの紛争解決制度のEU法との整合性を論じるために、この制度を設けている第8章のセクションFが、これによって設置される裁判所に、当事国間に適用される国際法の規則及び原則を考慮し当該協定の諸規定を解釈及び適用する権限の他に、EU法を解釈又は適用する権限を与えているか否かという点と、セクションFが当該協定以外のEU法の規則の解釈又は適用を行っていないかとも、EUの諸機関がEUの憲法的枠組に従って機能することを妨げる効果を持つ判断を出しうるか否かという点の2つの論点を検討し<sup>56)</sup>、セクションFの制度の紛争解決制度にはそのような権限がないと結論付けた<sup>57)</sup>。次に、ECJはCETAのEU基本憲章の下での法の前の平等の原則、EU競争法に悪い影響を与える可能性があるとの指摘もそのようなことはないとの結論を示した<sup>58)</sup>。最後にECJは、セクションFによって構築されるメカニズムが法に基づき設立された独立し、かつ公平な裁判による救済の実現と実効的な司法へのアクセスの権利と整合性を持つかを検討し、これらの点についても問題がないとの結論に至った<sup>59)</sup>。

CETAについてはEU自身が当事者であり、その紛争解決制度で解決されることが想定される紛争の内容は、BITのISDS条項に基づき、EU加盟国の国籍を持つ請求人が別の加盟国を相手とする仲裁に紛争を提起したアクメア事件とは異なると考えられる。EUが当事者になっ

ているエネルギー憲章条約のISDS条項が援用されたスペインの再生可能エネルギーに関する事例では、スペインがアクメア事件のECJの予備裁定に基づき、EU加盟国の国籍者とEU加盟国の間の投資紛争にISDS条項を援用することができないとの主張を行った。しかし、この主張が認められない判断がなされたことから見れば、アクメア事件のECJの判断はEU加盟国の国民と別のEU加盟国の間の投資紛争がBITのISDS条項に基づいて仲裁に付託される場合に限定されると判断されたと言えよう<sup>60)</sup>。

#### V-4. CETAの紛争解決制度に関するアイルランドの裁判所の判断<sup>61)</sup>

CETAの紛争解決制度はすでに述べた、欧州における投資仲裁に対する批判を受けたものである。しかし、この新たな裁判制度については批判的な立場もみられる。それを反映しているのは、2022年11月11日のアイルランドの最高裁判所の判決で、CETAの批准が憲法に違反するとの判断が示されたことである。裁判所は、CETAの批准によって、アイルランドの裁判所はCETA裁判所の判断をそのまま承認・執行する義務を負うことになり、アイルランドの司法に関する主権が侵害されるため、アイルランド憲法第34条に違反するとの判断（4名の裁判官の賛成）が示されている。また、CETA第8.10条3項で、CETA合同委員会に「公正衡平待遇」の内容とそれによる改正について拘束力ある決定ができる制度が設けられていることについても、民主的な監視の制度がなくこうした権限が与えられることは、アイルランド憲法第5条に違反するとの判断（3名の裁判官の賛成）も示された。さらに、CETAの批

56) *Opinion 1/17 of the Court (Full Court)*, 30 April 2019, para. 119.

57) *Ibid.*, para. 161.

58) *Ibid.*, paras. 177 and 188.

59) *Ibid.*, paras. 222 and 244.

60) Scheu and Nikolov (2021), pp. 171-188 and Reiter (2021), pp. 33-45.

61) Patrick Costello v. The Government of Ireland, Ireland, and The Attorney General, 2021/1282 P [2022] IESC 44. この判決の評釈として、Leonard (2023), pp. 1-8 (advanced publication available since June 2023).

准がアイルランドの立法主権を害する可能性も指摘された。この判決では裁判官の意見が分かれ、CETAの批准は立法及び司法に関する主権を害さないとの意見の判事も3名見られたことから、難しい判断であったことが推察できる。

#### V-5. CETAの投資紛争解決制度からみた多国間投資裁判所の課題

CETAの投資紛争解決制度については以下の4点を指摘することができるだろう。

第一に、CETAの投資紛争解決制度では、CETA合同委員会による裁判官の任命により、裁判官の選定に客観性と専門性を持たせることが意図されている。確かに、この制度は、紛争当事者によって任命された仲裁人が含まれる現在のISDS制度の問題点である、仲裁人の質の問題を解決する1つのあり方だと考えられる。しかし、アイルランドの最高裁判決で一部の裁判官が指摘しているように、CETA合同委員会の判断に真の客観性や民主制が保証されると言えるのだろうか。UNCITRALの草案では、多国間投資裁判所の裁判官は選挙で選ばれることが提案されている。これは、国際司法裁判所等の国際裁判所の制度に倣ったものである。国際裁判所の裁判官の任命の制度が難しい問題を

抱えていることは否定できない。

第二に、CETA合同委員会には、CETAの解釈権が与えられており、これが条約当事国に拘束力を有するとされている。これは、従来のISDS条項に基づく投資仲裁の裁定について指摘される一貫性や整合性の問題への対応と考えられる。しかし、このような形で裁判官の判断にも影響を与えるような強い権限をCETA合同委員会に与えることが妥当なのだろうか。

第三に、CETAの投資紛争解決制度で、裁判所が命令できる措置は、金銭賠償と財産の原状回復に限定されていることは、この制度による紛争解決が投資受入国の制度の国際法違反の認定や改正をもたらさないことを意味する。現在の投資仲裁のように、投資受入国の法制度の条約違反が問われる事案で、このことは大きな意味を持つと考えられる。

第四に、仲裁裁定の承認・執行について、ICSIDの制度を使うことになっているが、主権免除による問題が第55条に残っている制度で十分な執行が実現すると言えるのだろうか。

以上のような点は、CETAの投資紛争解決制度が任務を開始し、一定の時間が経過した後に変更して評価を必要とするものだと言えよう。

## VI. おわりに

本稿では、外国人投資家と投資受入国の間の投資紛争の解決手段として仲裁が使われるようになった原点となる1960年代から1970年代の事情を振り返った上で、1990年代以降のISDS条項を置く投資条約や投資章を含むFTA/EPAの急増とこれに伴う投資仲裁の案件の急増の過程で、投資仲裁の紛争主題が変化してきたことを示した。そして、ISDS条項に基づく投資仲裁の機能への批判が常設の投資裁判所の設立に向けた議論につながっているものの、残

された論点が多いことを指摘した。

外国人投資家と投資受入国の間の投資紛争の仲裁による解決は、その出発点では、先進国の国民の発展途上国への投資の促進のため、投資財産及び投資活動の保護の手段として導入され、外国人投資家の発展途上国の法制度の不備や不明への不安に対応するものであった。また、仲裁に付託される紛争は、国有化や収用のような特別な事情を持つ個別の性格の強い紛争であった。

BIT や FTA/EPA の投資章の ISDS 条項を援用した投資仲裁の場合、当該条項を含む条約の下で外国人投資家が保証される権利の侵害、すなわち条約の下での投資受入国の条約上の義務の違反が論じられる可能性が高くなる。しかも、そうした議論は投資受入国の国内法制度と条約の整合性を問うものとなる場合が多く、各国の国内法制度そのものに影響を与えうる。特に、FTA/EPA の投資章の ISDS 条項が援用される場合は、国内法制度が整備されていることが前提である先進国による条約上の義務の違反も、外国人投資家によって論じられることになる。こうした主権国家の根幹にかかわる議論についての判断が、請求人が選択した仲裁制度と紛争当事者が任命した仲裁人によって下される

ことになる。しかも、それぞれの個別の仲裁裁判所が示した条約の規定の解釈や適用に関する判断が先例として蓄積されていくことになる。欧州を中心に、ISDS 条項に基づく紛争解決手続に、一貫性、透明性、公平性を求める議論が出るようになってきていることは理解できるものではある。

外国人投資家と投資受入国の間の投資仲裁は、私人に対して国際投資へのインセンティブとして一定の機能を果たしてきたと考えられる。しかし、多くの先例の蓄積を得た上で、仲裁制度と仲裁人が選択できる制度と常設の裁判制度のどちらがより意味のある制度となるかについて、さらに議論を重ねる必要があるだろう。

## 参 考 文 献

### 投資仲裁の先例

*Award on the Merits in Dispute between TEXACO Overseas Petroleum Company/ California Asiatic Oil Company and the Government of the Libyan Arab Republic, Compensation for Nationalized Property*, 17 *International Legal Materials* 1 (1978)

Blusun, S.A., Jean-Pierre Lecorcier, and Michael Stein *v.* Italian Republic, ICSID Case No. ARB/14/3, Award, 27 December 2016

Charanne, B.V. Construction Investment S.A.R.L. *v.* The Kingdom of Spain, Final Award, 21 January 2016, Arbitration No.: 062/2012

Compañía de Aguas del Aconquija, S.A. and Companie Générale des Eaux *v.* Argentine Republic, Case No. ARB/97/3, Award, 21 November 2000

Compañía de Aguas del Aconquija, S.A. and Vivendi Universal (formerly Companie Générale des Eaux) *v.* Argentine Republic, Case No. ARB/97/3, Decision on Annulment, 3 July 2002

Green Power Partners K/S and SCE. Solar Don Benito APS *v.* The Kingdom of Spain, SCC Arbitration V (2016/135), Award, 16 June 2022

Infrastructure Services Luxembourg S.A.R.L. and Energia Termosolar B.V. and Kingdom of Spain, ICSID Case No. ARB/13/31, Annulment Proceeding, Decision on Annulment, 30 July 2021

SGS Société Générale de Surveillance S.A. *v.* Islamic Republic of Pakistan, Case No. ART/01/13, Decision on the Tribunal on Objections to Jurisdiction, 6 August 2003

Eureko, B.V., and Republic of Poland, *Ad Hoc* arbitration under the Agreement between the Kingdom of the Netherlands and the Republic of Poland on Encouragement and Reciprocal Protection of Investment, Partial Award, 19 August 2005, [https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0308\\_0.pdf](https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0308_0.pdf) (last visited 15 September 2023)

SGS *v.* Pakistan, Order taking note of the

- discontinuance issued by the Tribunal pursuant to Arbitration Rule 43(1), 23 May 2004, <https://www.italaw.com/cases/1009> (last visited 15 September 2023).
- SGS Société Générale de Surveillance S.A. *v.* Republic of the Philippines, Decision of the Tribunal on Objections to Jurisdiction, 29 January 2004, Case No ARB/02/6
- ECJ の先例
- Slovakische Republik (Slovak Republic) *v.* Achmea BV, Judgment of the Court (Grand Chamber), 6 March 2018, Case C-284/16
- Opinion 1/17 of the European Court of Justice, 30 April 2019, <https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?docid=213502&doclang=EN>
- 国内裁判所の判決
- Eureko, Décision, Le Tribunal Première Instance séant à Bruxelles, le 23 novembre 2006, [https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0303\\_0.pdf](https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0303_0.pdf) (last visited 15 September 2023)
- Supreme Court of Pakistan, Judgment, 3 July 2002, <https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw10368.pdf> (last visited 15 September 2023)
- The Supreme Court, Patrick Costello and The Government of Ireland, Ireland and the Attorney General, 2021/1282 P [2022] IESC 44, [https://www.courts.ie/view/judgments/d9589327-898e-4d2d-a2f3-1cc17f7105a6/bc918f1c-9730-4c69-acde-a76d256e37b5/2022\\_IESC\\_44\\_\(Baker%20J\).pdf/pdf](https://www.courts.ie/view/judgments/d9589327-898e-4d2d-a2f3-1cc17f7105a6/bc918f1c-9730-4c69-acde-a76d256e37b5/2022_IESC_44_(Baker%20J).pdf/pdf)
- 国連総会決議
- Permanent Sovereignty over Natural Resources, GA Resolution 1803 (XVII), adopted on 14 December 1962
- Permanent Sovereignty over Natural Resources, GA Resolution 2158 (XXI), adopted on 25 November 1966
- Permanent Sovereignty over Natural Resources, GA Resolution 3171 (XXVIII), adopted on 17 December 1973
- Declaration on the Establishment of a New International Economic Order, GA Resolution 3201 (S-VI), adopted on 1 May 1974
- Charter of Economic Rights and Duties of States, GA Resolution 3281 (XXIX), adopted on 14 December 1974
- UNCITRAL
- Possible Reform of Investor-State Dispute Settlement (ISDS), Appellate and Multilateral Court Mechanisms, Note by the Secretariat, 29 November 2019, A/CN.9/WG.III/WP.185.
- Possible Reform of Investor-State Dispute Settlement (ISDS), Standing Multilateral Mechanism: Selection and Appointment of ISDS Tribunal Members and Related Matters, Note by the Secretariat, 8 December 2021, A/CN.9/WG.III/WP.213.
- EU
- Canada-EU Comprehensive Economic and Trade Agreement, CETA Canada-EU Comprehensive Economic and Trade Agreement, CETA, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:22017A0114\(01\)#d1e2878-23-1](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:22017A0114(01)#d1e2878-23-1) (last visited 15 September 2023)
- Investment Protection Agreement between EU and Singapore, [https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/singapore/eu-singapore-agreement/texts-agreements\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/singapore/eu-singapore-agreement/texts-agreements_en) (last visited 15 September 2023)
- Investment Protection Agreement between EU and Vietnam, <https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/>

- countries-and-regions/vietnam/eu-vietnam-agreement\_en (last visited 15 September 2023)
- Proposal for a Council Decision on the withdrawal of the Union from the Energy Charter Treaty, COM (2023) 447 final, 2023/0273 (NLE), and European Commission, European Commission proposes a coordinated EU withdrawal from the Energy Charter Treaty, News Announcement, 7 July 2023, [https://energy.ec.europa.eu/news/european-commission-proposes-coordinated-eu-withdrawal-energy-charter-treaty-2023-07-07\\_en](https://energy.ec.europa.eu/news/european-commission-proposes-coordinated-eu-withdrawal-energy-charter-treaty-2023-07-07_en) (last visited 15 September 2023)
- European Commission, Multilateral Investment Court Project, [https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/multilateral-investment-court-project\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/multilateral-investment-court-project_en) (last visited 3 August 2023)
- Notice concerning the provisional application of the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part, *Official Journal of the European Union*, I. 238/9 (16.9.2017)
- European Commission, The EU and Canada adopt rules putting in place the CETA investment court, 29 January 2021, [https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-and-canada-adopt-rules-putting-place-ceta-investment-court-2021-01-29\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-and-canada-adopt-rules-putting-place-ceta-investment-court-2021-01-29_en) (last visited 3 August 2023)
- ウェブ資料
- Database of ICSID Member States, <https://icsid.worldbank.org/about/member-states/database-of-member-states> (last visited 3 August 2023)
- Office of Inspector General, OIG Oversight: Overseas Private Investment Corporation Overview, <https://oig.usaid.gov/OPIC> (last visited 3 August 2023)
- Investment Dispute Settlement Navigator (UNCTAD): <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement/country/72/france/respondent> (last visited 15 September 2023)
- Investment Dispute Settlement Navigator (UNCTAD), <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement/country/78/germany/investor> (last visited 15 September 2023)
- Investment Dispute Settlement Navigator (UNCTAD), <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement/country/103/italy/investor> (last visited 15 September 2023)
- Investment Dispute Settlement Navigator (UNCTAD), <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement/cases/1216/woc-photovoltaik-and-others-v-spain> (last visited 15 September 2023)
- UNCTAD, Investment Policy Hub, <https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements> (last visited 15 September 2023)
- 著書
- Bungenberg, M., and A. Reinisch (2020), *From Bilateral Arbitral Tribunals and Investment Courts to a Multilateral Investment Court: Options Regarding the Institutionalization of Investor-State Dispute Settlement (Special Issue: European Yearbook of International Law)*, Second edition, Springer Open
- Dionysiou, K. (2021), *CETA's Investment Chapter: A Rule of Law Perspective*, Springer
- Kaufmann-Kohler, G., and M. Potestà (2020), *Investor-State Dispute Settlement and National Courts: Current Framework and Reform Options (Special Issue: European Yearbook of*

- International Law*), Springer Open
- Parra, A. R. (2012), *The History of ICSID*, Oxford University Press
- Reinisch, A., and C. Schreuer (2020), *International Protection of Investments: The Substantive Standards*, Cambridge University Press
- Sabahi, B., N. Rubins, and D. Wallace (2019), *Investor-State Arbitration*, 2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press
- Salacuse, J. W. (2021), *The Law of Investment Treaties*, 3<sup>rd</sup> ed., Oxford University Press
- 論文
- 末富純子 (2019) 「二国間又は地域的な協定における紛争解決制度の WTO 紛争解決制度への補完的機能と紛争解決制度の変革—再生可能エネルギーなどの環境関連案件を題材に—」『フィナンシャル・レビュー』140, pp. 115-145
- 福永有夏 (2024) 「国際投資法と気候変動—気候変動関連投資仲裁の動向と今後—」『フィナンシャル・レビュー』155, pp. 129-147
- Leonard, P. (2023), “Patrick Costello v the Government of Ireland, Ireland and the Attorney General: Obstacles to the Ratification of CETA in the Irish Constitutional Context,” *ICSID Review*, pp. 1-8 (advanced publication available since June 2023)
- Noilbac, A. (2020), “Renewable Energy Investment Cases against Spain and the Quest for Regulatory Consistency,” *QIL, Zoom-in* 71
- OECD (2004) , “*Indirect Expropriation*” and the “*Right to Regulate*” in *International Investment Law*, *Working Papers on International Investment*, Number 2004/4, p. 1, [https://www.oecd.org/daf/inv/investment-policy/WP-2004\\_4.pdf](https://www.oecd.org/daf/inv/investment-policy/WP-2004_4.pdf) (last visited 3 August 2023)
- Reiter, A. (2021), “Taking Investor’ Rights Seriously: The Achmea and CETA Rulings of the European Court of Justice do not Bar Intra-EU Investment Arbitration,” *ICSID Review*, Vol. 36, No. 1, pp. 33-45
- Scheu, J., and P. Nikolov (2021), “Jurisdiction of Tribunals to Settle Intra-EU Investment Treaty Disputes,” *ICSID Review*, Vol. 36, No. 1, pp. 171-188